

平成12年4月1日から「介護保険」が、実施されました。ここでは、介護サービスを受けるにはどのような手続きが必要かを中心に見てみたいとおもいます。

介護サービス計画の作成

認定結果をもとに、地域包括支援センターまたは居宅介護支援事業者に依頼し、介護支援専門員（ケアマネジャー）に心身の状況にあった居宅サービス計画を作成してもらいます（居宅介護支援）。居宅サービス計画を作成した場合は、1～3割の利用料を負担すれば居宅サービスを利用できます。

依頼する事業者が決まったら市区町村へ「居宅サービス計画作成依頼届出書」を提出します。

※居宅サービス計画作成については、利用者負担はありません。

※介護支援専門員（ケアマネジャー）とは

介護の知識を幅広くもった専門家。居宅サービスを利用するときの相談や、居宅サービス事業者等との連絡・調整を行い、居宅サービス計画を作成します。

（施設に入所する場合）

施設に入所して利用する介護サービスについては、入所する施設内で施設サービス計画を作成して利用していくことになります。

施設への入所を希望する人は、直接、施設に申し込むことはできます。また、適当な施設をご存じない場合は居宅介護支援事業者が紹介します。

居宅サービス計画を自分で作成した場合は…

利用者自身が、居宅サービス事業者のサービス内容や単価を確認して、サービス計画を自分で作成した場合は、保険証を添付して市区町村に届け出て確認をもらいます。効率的にサービスを利用するためには、介護支援専門員（ケアマネジャー）に計画の作成を依頼することをおすすめします。